高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第17号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑵㉔に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、令和４年11月４日及び令和７年12月26日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更いたしますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告１．⑵㉔に基づく企画割引に係る公告

企画割引「2026宿泊セット型ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着　静岡全域・箱根周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②イ．に定める区間まで１往復（西湘バイパスと新湘南バイパスを、西湘バイパスの西湘二宮インターチェンジと新湘南バイパスの茅ヶ崎海岸インターチェンジを経由して連続して通行する場合(i)も含む。(i)は以下、③から⑧において同じ。)し、かつ、⑷②イ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。)するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。)のうち、軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。)と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。)。

②　首都圏発着　河口湖・箱根・伊豆周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ロ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ロ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ロ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

③　首都圏発着　中部横断道周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ハ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ハ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

④　首都圏発着　南信州周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ニ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ニ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑤　首都圏発着　名古屋・静岡周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ホ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ホ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑥　首都圏発着　彦根・愛知・静岡・山梨周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヘ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑦　首都圏発着　三重全域周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑧　首都圏発着　三重全域周遊⑵

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑨　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②チ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②チ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑩　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊⑵

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②チ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②チ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑪　名古屋発着　南信州・下呂周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②リ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②リ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑫　名古屋発着　静岡西部周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヌ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑬　名古屋発着　静岡東部周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ル．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ル．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑭　名古屋発着　南信州・甲府周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヲ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヲ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑮　名古屋発着　金沢・福井周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ワ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ワ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑯　名古屋発着　飛騨高山・白川郷周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②カ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②カ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑰　名古屋発着　富山・金沢・飛騨高山周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヨ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヨ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑱　発着なし　彦根・愛知周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②タ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑲　発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②レ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。